

保育利用申込の必要書類チェック表

申込み前に必ずこのチェック表を使い、必要書類がそろっているかを確認しましょう。

書類が不足している場合は、受付期間内に不足書類をご提出いただかないと受付が完了しません。また、不足書類を提出した際に不備が見つかり、提出期限に間に合わないこともありますので、できる限り最初の申込時に全ての書類の審査を受けられるように準備しましょう。

※令和7年4月希望の第1次利用調整の受付を専用予約フォームから予約を行った方は、「1」と「2」は受付時に印字された書類をお渡します。準備は不要です。

必要書類		確認欄			
1 教育・保育給付認定申請書（2・3号用）※		<input type="checkbox"/>			
2 保育所（園）利用申込書・認定こども園及び小規模保育事業利用調整申込書 兼 保育児童台帳※		<input type="checkbox"/>			
3 確認票		<input type="checkbox"/>			
4 保育認定事由を確認する書類（父母それぞれ必要）		父	母		
申請日の2か月以内に発行された証明書をご提出ください。					
事由	就労	外勤	就労証明書（所定の様式に事業所が記入・証明したもの）		
		自営（中心者）	次のいずれも必要 ・就労証明書（所定の様式に本人が記入・証明したもの） ・開業届 または 前年度の確定申告書（控）		
		①配偶者または2親等以内の親族の自営業者（中心者）と雇用契約を結んで就労している方	①次のいずれも必要 ・就労証明書（所定の様式に自営中心者が記入・証明したもの） ・雇用契約書 または 労働条件通知書 ・募集要項P.14記載の書類		
		②配偶者または2親等以内の親族が営む事業に役員として就労している方	②次のいずれも必要 ・就労証明書（所定の様式に自営中心者が記入・証明したもの） ・登記簿謄本		
		自営（協力者）	・就労証明書（所定の様式に自営中心者が記入・証明したもの）		
	その他就労	[内職等] 次のいずれも必要 ・就労証明書（所定の様式に委託元が記入・証明） ・月2万円以上の収入実績が確認できるもの（給与明細・通帳コピー等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	就学	次のいずれも必要 ・在学証明書 ・就学カリキュラム ・時間割等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	出産（出産予定日の6週間～出産後8週）	母子健康手帳のコピー（母の氏名・出産予定日記載の部分） ※妊娠悪阻等により産前6週間より保育困難となり利用を希望する場合は別途診断書（原本 ※「保育困難」と記載されたもの）も必要です。			
	保護者の疾病・障害等	[疾病] 診断書（原本）※「保育困難」と記載されたもの [障害] 障害者手帳のコピー			
	同居親族の介護・看護	次のいずれか一つ ・障害者手帳のコピー ・介護保険証のコピー ・診断書（原本）※「常時介護が必要」と記載されたもの			
災害復旧	り災証明書等				
求職活動	次のいずれも必要 ・求職活動申立書（所定様式） ・ハローワーク受付票（控）※ハローワークインターネットサービスの求職者マイページのホーム画面を印刷したもので可。				
5 里親であることの証明として、次の書類の提出が必要 ①・②のいずれか。申請時点で①・②の発行を受けていない（受けられない）場合は、③でも可。 ① 「措置決定通知書」 ② 「委託証明書」 ③ 里親委託を前提とした児童との交流を証明する書類		<input type="checkbox"/>			
6 通勤（通学）時間申告書（保育認定事由が「就労」「就学」の場合のみ）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

<裏面へつづく>

調整指数を確認する書類等が記載されています。

保育利用申込の必要書類チェック表

必 要 書 類		確認欄	
7 調整指数を確認する書類（該当者のみ）			
事 由	ひとり親家庭	次のいずれか一つ ・離婚届受理証 ・戸籍謄本(保護者と子の情報が記載されているもの) ・ひとり親家庭医療証 ・児童扶養手当受給者証(または受付済証) ・事件係属証明書 ※夫婦間調整(離婚)	<input type="checkbox"/>
	生活保護 (就労により自立支援に繋がる場合のみ)	保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
	生計中心者の失業 (求職活動の場合のみ)	雇用保険受給資格者証 ※手続き中で提出できない場合「雇用保険被保険者 離職票」でも可	<input type="checkbox"/>
	育児休業明け	(当該保護者の就労証明書の記載内容で確認)	<input type="checkbox"/>
	保育士 (市内保育所(園)等に勤務(予定)している場合)	保育士証のコピー	<input type="checkbox"/>
	単身赴任 (就労により他の市町村に居住している場合。ただし、高槻市、寝屋川市、交野市、島本町、八幡市、京田辺市、生駒市の場合を除く。)	<①②は必須> ①住民票(単身赴任先の居住地) ②当該保護者の就労証明(所定の様式) <③④のどちらか一つ>(募集要項P.14参照) ③市区町村民税課税証明書 ④マイナンバー確認書類	<input type="checkbox"/>
	申込児童が認可外保育施設等を利用している (保育所等の利用ができなかった場合に限る)	認可外保育施設等在園証明書(所定の様式)	<input type="checkbox"/>
65歳未満の祖父母と同居 (減点しないための証明)	当該祖父母の保育事由を証明する書類	<input type="checkbox"/>	
配偶者又は二親等以内の親族にの営む事業に雇用契約を結んで就労している方 (減点しないための証明)	当該保護者を扶養控除または配偶者控除の対象としている方の直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書	<input type="checkbox"/>	
保育料決定に必要な書類			
8	令和6年1月1日時点で父母ともに枚方市内に住民票を置いていた場合	書類の提出は不要です。 ただし、令和6年度の市町村民税申告ができていない場合は申告手続きをお願いします。	
	令和6年1月1日時点で父母の両方またはいずれかが枚方市外に住民票を置いていた場合	<①②のどちらか一つ>(募集要項P.14参照) ①市区町村民税課税証明書 ②マイナンバー確認資料	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	転入予定の方 (入所希望日までに転入することを証明する書類)	<①②のどちらか一つ> ①賃貸借契約書または建物売買契約書 または工事請負契約書等 ※原本持参。 ※「引渡し日」がわかるもの。 ※土地のみの契約書、重要事項説明書は不可。 ②転入に関する申立書(所定様式) ※枚方市の実家で同居する場合等 <③④のどちらか一つ>(募集要項P.13参照) ③市区町村民税課税証明書 ④マイナンバー確認書類	<input type="checkbox"/>

最後に必要書類の記載内容に誤りや漏れがないか、十分確認しましょう。